

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大樹町防災会議が作成する計画であり、大樹町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、町民をはじめ観光客や外国人等、町内に滞在するあらゆる人々の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め地域の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 大樹町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関する事。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関する事。
- 4 災害時の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関する事。
- 5 災害復旧に関する事。
- 6 防災訓練に関する事。
- 7 防災思想の普及に関する事。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
町防災会議	大樹町防災会議
本部長	大樹町災害対策本部長
町防災計画	大樹町地域防災計画
防災関係機関	大樹町防災会議条例第 3 条に定める委員の属する機関
災害	基本法第 2 条第 1 号に定める災害
災害予防責任者	地方公共団体の長その他の執行機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	地方公共団体の長その他の執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複合災害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第3節 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、町計画に検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い町計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって町計画の変更を必要とするとき。
- 3 国の防災基本計画及び防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 4 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等)については、知事との協議を要せず、町防災会議の採決により行うこととし、その結果を知事に報告するものとする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北 海 道 開 発 局 帯 広 開 発 建 設 部	1 災害に関する情報の伝達・収集に関すること。 2 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること。 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 4 国道の整備並びに災害復旧に関すること。
十 勝 西 部 森 林 管 理 署 大 樹 森 林 管 理 事 務 所	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3 林野火災の予防対策に関すること。
釧 路 海 上 保 安 部 帯 広 海 上 保 安 署	1 船舶に対する気象情報の通報に関すること。 2 災害時における船舶の避難誘導及び救助、航路障害物の除去を行うこと。 3 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 4 海上における人命の救助を行うこと。 5 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 6 海上における犯罪の予防及び治安を図ること。
北 海 道 農 政 事 務 所 帯 広 地 域 拠 点	1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。
北 海 道 財 務 局 帯 広 財 務 事 務 所	1 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む）に関すること。 2 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
釧 路 地 方 気 象 台 帯 広 測 候 所	1 気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 観測成果を解析、総合し、予報（注意報を含む）、警報、並びに防災気象情報等を発表に関すること。 3 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書に関すること。 4 防災知識の普及及び指導に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸 上 自 衛 隊 第 5 旅 団	1 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 2 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北 海 道 (十勝総合振興局)	1 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
	1 道路、河川、海岸、急傾斜地、漁港等、所管公共施設の維持、修繕及び災害復旧に関すること。 2 水位、雨量等の情報収集、伝達を行うこと。 3 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	1 医療施設、衛生施設等の被害情報の収集に関すること。 2 災害時における医療救護活動に関すること。 3 災害時における防疫活動に関すること。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 5 医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道釧路方面広尾警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。

5 大樹町

事 務 又 は 業 務
1 町防災会議に関すること。 2 本部の設置及び組織の運営に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 4 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 5 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 6 大樹消防団に関すること。

6 大樹町教育委員会

事 務 又 は 業 務
1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 公立学校における防災教育に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

7 とかち広域消防事務組合

大 樹 消 防 署	1 消防業務及び水防業務に関すること。 2 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること。 3 災害時における避難誘導、救助及び救急に関すること。 4 町の要請に基づいた防災対策の支援及び協力に関すること。
-----------	---

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話株式会社 北海道支店（委任機関～ 株式会社N T T東日本北 海道帯広支店）	1 気象官署からの警報を町に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク(株) 大樹ネットワークセンター	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 3 電力供給施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。
日 本 郵 便 株 式 会 社 （大樹町内郵便局）	1 郵便局ネットワークを活用した広報活動 2 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いに関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整、救急医療に関すること。
(社)十勝歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動に関すること。
(社)北海道薬剤師会十勝支部	1 災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(社)北海道獣医師会十勝支部	1 災害における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送株式会社帯広放送局 札幌テレビ放送株式会社帯広放送局 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社	1 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報業務に関すること。
(社)十勝地区バス協会及び (社)十勝地区トラック協会	1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
北海道警備業協会帯広支部	1 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
大樹町農業協同組合 大樹町森林組合 大樹漁業協同組合 大樹町社会福祉協議会	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 2 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 3 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 4 保険金及び共済金支払いの手続きに関すること。 5 災害ボランティアに関すること。
大樹町商工会	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 2 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力を行うこと。 3 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
一般診療所	1 災害時において医療、防疫対策に協力すること。

十勝バス株式会社	1 災害時におけるバス等輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
帯広信用金庫大樹支店	1 災害時の金融に関すること。
大樹町日赤奉仕団	1 災害時のボランティア活動の協力に関すること。
一般運送事業者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
大樹町建設業協会	1 災害時における災害応急対策、災害復旧の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること。
避難場所管理者	1 施設の適正な管理・運営に当たるとともに、応急対策の実施について協力すること。

第5節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的には自分は大丈夫という思い込みが働くことを自覚し、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、マスク、消毒液、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係の構築
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ⑨ 自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ⑩ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ① 隣近所の安否確認
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 地域における被災状況の把握
- ④ 初期消火活動等の応急対策
- ⑤ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑥ 防災関係機関の活動への協力
- ⑦ 自主防災組織の活動
- ⑧ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱

を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

従業員及び施設利用者の安全確保を図るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 町内の一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地域居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- ② 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携に努めるものとする。
- ③ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときには、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- ④ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
- ⑤ 町は、個別計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内

容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第6節 大樹町の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

大樹町は、十勝の南部北緯 42 度 22 分から 42 度 40 分まで、東経 142 度 49 分から 143 度 31 分までの間に位置し、北は中札内村、更別村、幕別町及び豊頃町、南部は広尾町、西部は日高山脈を隔てて浦河町と隣接、東部は太平洋に面している。

面 積		815.67km ²
位置	北 緯	42 度 22 分（極南）⇔42 度 40 分（極北）
	東 経	142 度 49 分（極西）⇔143 度 31 分（極東）
広さ	東西の距離	56.9km
	南北の距離	33.5km
標高	最 高	1,794m
	最 低	0m

2 地勢

日高山脈を源に発する歴舟川は、町の中央を流れ太平洋に流下し、東部は比較的流れのゆるい小規模河川が太平洋に注いでいる。これら河川周辺には、大小の扇状地と段丘地を形成、この段丘式平坦地は全面積のほぼ 30%で、他は山陸山岳地となっている。段丘地の地質は、素粒な樽前火山灰と有珠火山灰に被われていて、下層には砂岩や凝灰質地層が重なっている。

3 気象

（1）概況

春は東南及び西の風が強く、5月下旬から8月上旬には継続的に海霧の襲来を受け9月下旬から秋晴れとなり比較的好天に恵まれるが、同時に北西の季節風となり気温が低下し初霜が早く、冬は寒冷で12月頃から急激に気温が低下し、特に1月から2月中旬までは大陸からの寒気の影響で最低気温が氷点下 20 度以下となることもある。

また、年平均気温は 5℃前後で、年間の降水量は 1,000 mm 程度、降雪については 1 日に 10 cm から 20 cm 程度の降雪が比較的多いが、年によっては 60 cm を超える降雪があるなど変動が激しい。

（2）過去の気象記録

年	降水量(mm)			気温 (℃)		風 向 ・ 風 速 (m/s)		雪(寒候年・cm)		
	合 計	日 最 大	最 大	最 高	最 低	平 均 風 速	最 大 風 速	降雪の 合 計	日 降 雪 の 最 大	最 深 積 雪
			1 時間							
H2	1433	95	17	31.1	-26.7	1.9	10	549	32	86

H3	1202	130	22	29.7	-23.8	1.9	13	664	63	168
H4	968	81	17	30.4	-21.8	1.9	11	612	22	59
H5	1628	218	25	30.5	-22.9	2	10	1474	48	88
H6	1118	73	15	33.3	-24	2.1	10	1929	47	117
H7	1350	106	23	33.3	-24.4	2.1	9	710	40	95
H8	1184	93	16	30.3	-26.3	2.2	10	1514	77	140
H9	1024	92	15	31.3	-22.1	2.4	11	687	33	91
H10	1602	313	59	31.5	-27.4	2.4	12	560	35	78
H11	1144	137	25	33	-23.6	2.4	12	608	39	77
H12	1438	122	18	33.4	-27.3	2.3	13	679	33	124
H13	1051	134	16	29.9	-28.9	2.3	12	543	47	109
H14	1282	129	36	30.5	-25.1	2.4	13	376	26	89
H15	1009	122	23	29.8	-28.1	2.4	12	824	45	113
H16	927	75	10	33.8	-26	2.4	14	734	42	143
H17	915	146	22	33.6	-25.8	2.3	15	687	69	108
H18	949	74	10	32.1	-25.6	2.4	13	431	38	57
H19	1110	171	37	34.6	-21.7	2.3	16	408	27	75
H20	754	69.5	19.5	31	-26.9	2.4	14.1	320	55	91
H21	1358	68.5	24.5	29.8	-25.2	2.5	12.6	660	55	110
H22	1142	89	30.5	35.2	-28.0	2.6	13.8	625	41	106
H23	1090	86	26.5	32.2	-25.6	2.4	10.4	399	38	64
H24	1396	210	25.0	32.8	-28.1	2.5	12.0	598	44	105
H25	1215	113	29.5	31.9	-25.7	2.6	15.5	396	40	88
H26	1025.5	78.5	23.0	32.8	-23.8	2.7	13.9	270	36	79
H27	956.5	99.0	15.5	35.8	-23.8	2.7	14.3	351	33	129
H28	1452.0	99.5	31.5	31.5	-24.1	2.7	16.1	317	60	115
H29	1035.0	220.0	85.0	34.9	-25.5	2.6	13.3	376	35	81
H30	1186.5	63.0	13.5	34.0	-26.0	2.6	13.3	494	47	117
R1	1017.0	90.0	16.5	33.6	-29.8	2.6	12.7	254	21	63
R2	850.0	48.5	34.5	34.5	-25.3	2.5	14.6	323	65	142
R3	1443.5	103.5	17.0	34.5	-28.1	2.6	14.0	288	31	75
R4	1180.0	93.0	22.5	32.6	-26.2	2.6	14.7	285	33	85
R5	888.0	64.5	40.5	35.8	-26.5	2.5	13.3	215	29	88
R6	698.0	51.5	12.0	33.1	-22.0	2.6	12.4	249	33	74

4 災害の概要

大樹町の災害の発生は、暴風雨（台風等）による被害が最も多いが、海溝を震源とするマグニチュード8前後の地震による被害が発生している。

発生年月日	種 別	被 害 状 況
昭和 40 年 1 月 9 日	高波	床上浸水 2 世帯、床下浸水 2 棟、漁船 23 隻
昭和 41 年 5 月 2 日 ～7 日	融雪水害	床下浸水 17 棟、河川決壊 54 ケ所、道路決壊 14 ケ所
昭和 43 年 5 月 16 日	十勝沖地震 M7.9	河川決壊 1 ケ所、道路決壊 2 ケ所
昭和 47 年 9 月 17 日 ～18 日	大雨(台風 20 号) 降水量 259mm	死者 1 名、住家全壊 4 世帯、住家半壊 8 棟、床上浸水 27 世帯、床下浸水 59 世帯、農作物被害 2,924ha、停電 1070 世帯、河川決壊 31 ケ所、道路決壊 52 ケ所
昭和 50 年 4 月 30 日	融雪水害	床上浸水 1 世帯、床下浸水 30 世帯、道路決壊 8 ケ所
昭和 50 年 5 月 17 日	大雨 降水量 126mm	床下浸水 6 世帯、農作物被害 865ha、河川決壊 6 ケ所、道路決壊 6 ケ所
昭和 50 年 8 月 24 日	大雨(台風 6 号)	農作物被害 1,295ha
昭和 52 年 4 月 19 日	強風	住家一部損壊 10 世帯、学校屋根破損 1 ケ所、ビニールハウス破損 70 件
昭和 52 年 7 月 5 日	大雨 降水量 205mm	河川決壊 11 ケ所、道路決壊 1 ケ所
昭和 54 年 9 月 30 日 ～10 月 1 日	大雨(台風 16 号)	農業用施設 5 件
昭和 54 年 10 月 19 日	大雨(台風 20 号) 降水量 135mm	床上浸水 1 世帯、床下浸水 9 世帯、河川決壊 4 ケ所、道路決壊 3 ケ所、漁具 9 ケ所
昭和 56 年 8 月 5 日 ～6 日	大雨(台風 12 号) 降水量 160mm	農作物被害 581ha、河川決壊 12 ケ所、道路決壊 2 ケ所
昭和 56 年 8 月 20 日 ～21 日	大雨・強風（台風 15 号） 降水量 95mm	農業施設 6 ケ所、農作物被害 1,857ha、河川決壊 1 ケ所、道路決壊 4 ケ所、公共施設屋根破損 2 ケ所、町有林倒木 197ha
昭和 59 年 5 月 2 日 ～3 日	大雨 降水量 129mm	床下浸水 5 世帯、河川決壊 6 ケ所、道路決壊 1 ケ所
昭和 60 年 7 月 1 日	大雨	農業用施設 5 ケ所
昭和 61 年 9 月 3 日 ～4 日	大雨	農業用施設 4 ケ所

昭和 63 年 11 月 24 日 ～25 日	大雨 降水量 251mm	床上浸水 19 世帯、床下浸水 69 世帯、農業用施設 11 ケ所、道路決壊 20 ケ所、漁船破損 16 隻、漁具 破損 19 件
平成元年 6 月 29 日	大雨 降水量 200mm	河川決壊 12 ケ所、衛生施設床上浸水 1 ケ所
平成 2 年 11 月 5 日	大雨 降水量 84mm	床下浸水 6 世帯、農作物被害 96.4ha、河川決壊 16 ケ所、道路決壊 3 ケ所、漁具破損 9 件
平成 5 年 1 月 15 日	釧路沖地震 M7.8	軽傷 2 名、橋梁損傷 5 ケ所、道路損傷 17 ケ所、 漁港損傷 8 ケ所、公共施設損傷 12 ケ所
平成 5 年 6 月 3 日 ～6 日	大雨 降水量 309mm	床下浸水 1 世帯、農作物 8.4ha、河川決壊 10 ケ所、 道路決壊 13 ケ所、
平成 6 年 9 月 16 日 ～20 日	大雨	農業施設 3 件、農作物被害 571.1ha、河川決壊 7 ヶ所、道路冠水 8 ケ所、漁港施設損傷 3 ケ所
平成 10 年 9 月 16 日	大雨(台風 5 号) 降水量 315mm	床上浸水 16 世帯、床下浸水 126 世帯、農作物被 害 216.6ha、河川決壊 2 ケ所、道路損傷 132 ケ所、 漁具損傷 6 件
平成 13 年 9 月 11 日 ～12 日	大雨(台風 15 号) 降水量 203mm	床下浸水 1 世帯、河川決壊 4 ケ所、道路損傷 14 ヶ所、橋梁損傷 2 ケ所
平成 14 年 10 月 1 日 ～2 日	大雨、強風 (台風 21 号) 降水量 155mm	床下浸水 2 世帯、農業施設 6 ケ所、農作物被害 156 h a、道路決壊 16 ケ所、河川決壊 1 ケ所、漁具 損傷 5 件
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖地震 M8.0 震度 6 弱	軽傷 19 名、住家半壊 1 世帯、一部損壊 6 世帯、 学校施設損壊 5 ケ所、公共施設損傷 4 ケ所、農業 施設 6 ケ所、道路損傷 48 ケ所、漁業施設損傷 2 ヶ所、水道施設及び設備損傷 7 ケ所、
平成 19 年 9 月 7 日 ～8 日	大雨(台風 9 号) 降水量 195mm (美成地区 373mm)	床上浸水 1 世帯、床下浸水 1 世帯、道路損傷 14 ヶ所
平成 22 年 3 月 21 日	強風 最大瞬間風 23.2m/s 最大風速 11.9m/s	住宅損傷 2 ケ所、非住宅損傷 1 ケ所、公共建物損 傷 3 ヲ所、農業被害 30 ヲ所、電話線切断 1 ケ所
平成 23 年 3 月 11 日	三陸沖地震 大津波警報	漁業施設浸水 3 ケ所、漁業施設損傷 1 ケ所、漁船 漂流 1 隻・転覆 3 隻
平成 25 年 2 月 4 日	十勝地方中部 M6.5 震度 5 弱	負傷者 1 名
平成 27 年 9 月 11 日	高潮(台風 17 号)	漁業被害(漁具) 5 件

平成 27 年 10 月 2 日	強風 最大瞬間風速 28.9m/s	住宅損傷 1 ヶ所、非住家損傷 1 ヶ所、公共建物損傷 1 ヶ所、農業施設損傷 6 ヶ所、林業被害 8.85ha、電線・電話線切断数か所、漁業被害（漁具）4 件
平成 27 年 10 月 8 日	強風（台風 23 号）	共同利用施設 2 件
平成 27 年 11 月 27 日	大雪（着雪）	電線切断約 50 ヶ所、延停電戸数 1212 戸
平成 28 年 8 月 17 日	強風（台風 7 号） 最大瞬間風速 25.5m/s	営農施設被害 19 件、農作物被害 570ha、生乳廃棄 4 件 8.5t、公共施設被害 4 施設、林業被害 519.7ha、延停電戸数 1,400 戸
平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	大雨（台風 10 号） 山間部で 300mm 超 の大雨	ヌビナイ橋橋台背面洗掘による水道送水管損壊及び河川高濁度のため取水不能により町内全戸断水、道路 15 路線 26 ヶ所（道路閉塞、側溝埋塞、路肩決壊、道路決壊、法面崩壊等）、河川（普通河川紋別川 5 ヶ所護岸決壊等）、農業用排水路 8 箇所（排水路埋塞）、農業被害 8 圃場 15.13ha（草地への土砂流入）、漁業被害（流木堆積）、林業被害 2 ヶ所（治山施設排水路埋塞）、公共施設被害 3 ヶ所
平成 29 年 9 月 18 日	大雨（台風 18 号、 記録的短時間大雨 情報）、降水量 220mm、85mm/h（過 去最大）	道路損壊 14 ヶ所、農作物被害 967ha、漁業被害（流木流出、定置網被害）、上水道一部地区で断水、避難所 3 箇所開設
平成 30 年 3 月 2 日	大雪（47cm）	農業用施設被害 13 件、家畜（牛）被害 16 頭死亡又は廃用
平成 30 年 3 月 9 日	大雨（72.5mm） 3 月の雨としては、 観測史上 3 位の雨 量	道路冠水等により、道道 3 路線が一時通行止め、その他町道も各所で冠水、融雪が進み各河川で水量が増加し、生花苗川では氾濫危険水位超過のため、2 世帯 1 事業所に避難指示発令
平成 30 年 9 月 6 日	胆振東部地震 M6.7 最大震度 7 （大樹町震度 4）	北海道胆振地方中東部を震央とする地震で、北海道内では、初めて震度 7 が観測された。 また、苫東火力発電所が停止したことにより、ブラックアウトが発生。町内の給油所が稼働不能となった。 町内 6 施設を避難所として開設。

令和元年 10 月 13 日	台風 19 号	東和地区で畑からの水が道路に流出し、道路の一部が崩れる。 他被害なし。
令和 3 年 12 月 1 日	強風（低気圧） 最大瞬間風速 27.5m/s	町内施設等 5 7 件の被害 旧尾田小学校の屋根が飛ばされるなどの被害。
令和 4 年 12 月 22 日	大雪（積雪 39 cm）	町内最大 990 戸停電、NTT 回線断線（戸数不明） 避難所 7 箇所開設

※令和 5・6 年度災害事案なし